

第35回成田市農業委員会総会議事録

令和5年5月11日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年5月11日（木）
午後1時30分から午後3時19分

2. 開催場所 議会棟 3 階 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数 19名 現員 19名

4. 出席委員 17名

議長	檜垣金一						
1番	諏訪恵昨	10番	石井孝和				
2番	山倉正義	11番	泉永厚子				
3番	矢崎光二	12番	藤崎茂雄				
4番	大竹卓	13番	森川光江				
6番	諏訪和惠	14番	小川繁				
7番	木村知子	15番	秋山皓一				
8番	北崎悦夫	16番	石原満				
9番	秋間伸一	18番	藤崎明				

5. 欠席委員 2名 5番 湯浅恵介 17番 菅澤茂

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について
報告第6号 成田市農地用最適化推進員候補者の選考結果について
報告第7号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上 裕二
主幹兼農地係長 酒井 宏幸
振興係長 鎌形 清人
主査 宮内 孝史
主査 青柳 紀生

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、17名です。欠席委員は、5番湯浅委員、17番菅澤委員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから第35回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、4月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、18番藤崎明委員、1番 諏訪惠昨委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について

報告第7号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告7件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。7件の申請がございました。

1番、伊能にお住まいの譲受人が、香取市にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畠3筆、合計1, 217m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢のため申請地を譲渡し、離農したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、久米にお住まいの譲受人が、久米にお住まいの譲渡人が所有する、久米の田1筆、1, 160m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「廃業するため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、宝田にお住まいの譲受人が、郷部にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の畠5筆、合計3, 120m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4番、久井崎にお住まいの譲受人が、川崎市及び久井崎にお住まいの譲渡人が所有する、稻荷山及び久井崎の畠3筆、合計8, 945m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

続きまして5番及び6番は同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、5番は松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畠1筆、935m²を、6番は十余三にお住いの譲渡人が所有する、吉岡の田1筆、2, 982m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、共に「近隣に農地を取得しており、農業経営規模を拡大するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人

の事由も、共に「相続により取得したが、耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページ及び6ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

7番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畠2筆、2, 477m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「成田空港の拡張計画に伴い、農地が収用されるため、代替地として申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。2件の申請がございました。

1番、前林にお住まいの受贈者が、香取市にお住まいの贈与者が所有する、前林の畠4筆、合計7, 312m²の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「現在耕作している土地について、妹より持分を受贈する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「相続で取得した農地を兄に贈与する」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

2番、公津の杜にお住いの受贈者が、公津の杜にお住いであった贈与者が所有する、飯仲の田4筆及び宗吾三丁目の畠1筆、合計2, 750m²について、遺言の執行による贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「遺言書により、遺贈を受けるため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「遺言書により、遺贈を執行するため」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、山口にお住まいの借受人が、佐倉市にお住まいの貸付人が所有する山口の田1筆、513m²に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は「妹と使用貸借により、権利を設定する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「相続したが、耕作できないため兄と使用貸借により権利を設定する」というもので、総会資料10ページに案内図がございます。

2番、囲護台にお住まいの借受人が、南羽鳥にお住まいの貸付人が所有する北羽鳥の田2筆、合計2, 042m²に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は「父と使用貸借により権利を設定する」というもので、取得後は自ら

耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「子と使用貸借により、権利を設定する」というもので、総会資料11ページに案内図がございます。

議案集7ページをお開きください。

④賃借権の設定でございます。1件の申請があり、5月8日に開催されました第1小委員会におきまして、新規就農に係る面接を実施した案件でございます。

1番、賃借人である山武郡芝山町の法人が、十余三にお住まいの賃貸人が所有する十余三の畠2筆、合計9,062m²に、賃借権を設定したいというものでございます。

賃借人の事由は「法人として農業経営を開始する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「後継者がいないため、経営規模を縮小する」というもので、総会資料12ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畠3筆を取得し、栗を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはならないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日

数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、登記地目：畑、現況：田5筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑3筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の5番及び6番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農作業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番及び6番は、畑1筆、田1筆を取得し、早生桐及び水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番及び6番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、現況畑2筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、農地法第3条の①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 去る5月8日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、大栄郵便局の東、市道伊能鶴巻線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、久米共同利用施設の東、市道山之作取香線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。
続きまして、農地法第3条①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、宝田公民館の北東、市道宝田下堤線の北側及び南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。
続きまして、農地法第3条①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、三和農業集落センターの南東及び南、市道津富浦成井線を南に入った農地及び市道地蔵堂追分線の西側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎明委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 個人経営か法人経営か

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 認定農業者としては個人で捉えており、今回の農地取得も個人という形になっている。

- 藤崎委員 11町歩を2人で耕作しているということになるが、できるものか。
- 宮内主査 実際は法人として経営している部分もあるかと思うが、申請者は個人となっているので、家族経営ということで2人と記載させていただいております。
- 議長 他にご意見、ご質問ありますか。
- (なしの声あり)
- 議長 無いようですので、農地法第3条①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。
- 続きまして、農地法第3条番①売買の5番及び6番については、同一の譲受人による申請であり関連がございますので、一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。
- (小川 小委員長の挙手あり)
- 議長 小川 小委員長
- 小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番及び6番につきましては、申請地は、申請地は、八生小学校の東、市道松崎中郷線を西に入った農地及び、新田地区農業集落排水処理施設の北、市道十余三新田線を北に入った農地で、畑及び田として管理されておりました。
- 審査の中で委員より、「法人としての売り上げはどれくらいあるのか。また、早生桐を植えて販売するようだが、手入れに要する期間は年間どれくらいか。生育に時間がかかると思うが、その点は問題ないか」との質問があり、事務局から「令和2年10月1日から1年間の売り上げは、2千921万9586円、生育に時間がかかるため、現在販売しているのはグループ企業内で販売している胡蝶蘭です。植栽も含め管理状況について注意するよう指導してまいります」とのことでした。
- 審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。
- 議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の5番及び6番に関するご意見・ご質問をお願いします。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番及び6番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。
- それでは、①売買の5番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番につきましては、申請地は、十余三駐在所の南、市道十余三駒井野線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畠4筆を取得し、甘譜を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。

3条②贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとすると規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、田4筆及び畠1筆を取得し、主に水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、農地法第3条②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、旧前林小学校の北及び東、市道官林前林線を北に入った農地及び県道成田小見川鹿島港線の南側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。

審査の中で委員より、「分割して相続して贈与となっているようだが、贈与税がかからない金額に抑えて手続きを行うということか」との質問があり、事務局から、「共有持ち分の放棄は、3条の許可はなくても可能だが、申請者側から親族間の手続き上、贈与の契約の手続きで進めたいとなっている。金額の問題ではない」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の2番につきましては、申請地は公津の杜中学校の東、市道公津の杜16号線の東に隣接する農地及び、宗吾台集会場の南、県道宗吾酒々井線を北に入った農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の2番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は登記地目田、現況畠1筆を借り受け、人參等を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。

3条③使用貸借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとすると規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の2番は田2筆を借り受け、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、千葉地方法務局成田出張所の西、市道中台玉造線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より、「進入路がないと思われるが、どのようにして入るのか」との質問があり、事務局から、「隣接地も同じ所有者なので、そちらから入る」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、南羽鳥共同利用施設の東、市道北羽鳥1号線を西側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(諒訪惠昨委員の挙手あり)

○議長 諒訪委員

○諒訪委員 借受人はアパート住まいのようだが、実家に来て仕事をするということか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 そうです。機械等が実家にありますので、実家を営農拠点とした形になります。

○議長 よろしいでしょうか。他にご意見ご質問ありますか。

(なしの声あり。)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第3条④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条④賃借権の設定の1番につきましては、法人が賃借により、新たに畠2筆を借りる申請でございます。

法人形態は株式会社、賃借契約に解除条件が附されていることについては、賃貸借契約書の中に「農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約を解除する」旨の条件の記載があり、要件を満たしております。

地域における適切な役割分担のもと、継続的な農業経営を行うことについては、確約書が提出されており、要件を満たすと思われます。

業務執行役員又は使用人のうち、1人以上が農業に常時従事することについては、代表取締役1名が農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるための要件を満たしております。また、農政課へは意見照会中ですが、口頭においては意見等がない旨いただいております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畠2筆を賃借し、ウコンを作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、農地法第3条④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 農地法第3条④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、十余三駐

在所の東、国道51号線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、ウコンを栽培する計画で、農機具は購入する予定であるとの事でした。農業経験は沖縄在住の妹が、大学院で農業を学んでいるとのことでした。

今後は目標としては隣接する多古町でも農地を借りる中で、可能であれば規模を拡大して営農したいとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、と関連がございますので、審査の都合上、順序を変更し、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集38ページをお開きください。

報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、でございます。1件の取消願いがございました。

令和4年11月9日開催の第29回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、平坦部分のみで許可を取っていましたが、一筆全ての転用として再度許可申請をするため、許可処分の取消願いが提出されたものでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に小委員長より、小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で9件の申請がございました。

①売買でございます。6件の申請がございました。

1番及び2番は、同一の譲受人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である市川市の法人が、1番は前林にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畠2筆、10, 164m²を、2番は前林にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畠1筆、500m²を、売買により取得し、「キャンプ場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

3番、堀之内にお住まいの譲受人が、香取市にお住まいの譲渡人が所有する、堀之内の畠1筆、257m²を売買により取得し、「車両置場用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

議案集9ページでございます。

4番につきましては、先ほどご審議をいただきました報告第2号と関連する案件でございます。4番、佐倉市にお住まいの譲受人が、千葉市美浜区にお住まいの譲渡人

が所有する、松崎の畠1筆、 297m^2 を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

5番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畠2筆、 497m^2 を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

6番、名古屋にお住まいの譲受人が、名古屋にお住まいの譲渡人が所有する、名古屋の畠1筆、 135m^2 を売買により取得し、「店舗用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集10ページ②使用貸借権の設定でございます。3件の申請がございました。

1番、十余三にお住まいの借受人が、十余三にお住まいの貸付人が所有する、十余三の畠2筆の一部、 328m^2 を借り受け、「農家住宅用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

2番、山口にお住まいの借受人が、山口にお住まいの貸付人が所有する、山口の畠1筆の一部、 499.55m^2 を借り受け、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料25ページに案内図、26ページに公図の写しがございます。

3番、借受人である前林の法人が、前林にお住まいの貸付人が所有する、前林の畠1筆、 $1,998\text{m}^2$ を借り受け、「低温倉庫用地及び農業用資材置場用地」として転用したいという申請でございます。総会資料27ページに案内図、28ページに公図の写しがございます。

以上で、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは①売買の1番及び2番については、同一の譲受人による同一事業であり関連がありますので、一括して審査いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の1番及び2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象とな

っていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、キャンプ場建設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年6月15日着手、令和6年6月1日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、開発指導要綱に基づく事前協議につきましては、現在協議中です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、同意済みとなっております。

計画面積の妥当性については、開発面積約3.5ヘクタールの敷地に、キャンプ場として、宿泊施設40棟及び管理棟3棟の建設と駐車場87台を確保する計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、調整池にて流出抑制後、市道道路側溝へ放流予定です。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番及び2番につきましては、申請地は、大須賀川の西、県道成田小見川鹿島港線を南に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の1番及び2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、①売買の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、譲受人が役員を務める会社の貸車両置場です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年6月1日着手、令和5年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、堀之内共同利用施設の南西、市道十余三駒井野線を西に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条①売買の3番を採決いたします。
農地法第5条①売買の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。
続きまして、農地法第5条①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の4番です。地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は、所有権移転仮登記者より、農地転用許可申請に同意する旨の書面が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、許可日の翌日以降着手、令和6年6月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発行為変更許可申請書が令和5年4月21日付で提出されております。

計画面積の妥当性については、297平方メートルの敷地に、建築面積約48平方メートルの専用住宅と建築面積約27平方メートルの物置を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分を前面道路側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の4番につきましては、申請地は、八生小学校の北、市道松崎備後鳥内線を北に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条①売買の4番を採決いたします。

農地法第5条①売買の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の5番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の5番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、航空機騒音障害防止特別地区内の居住者の移転補償に伴う専用住宅用地です。

資力及び信用については、移転補償額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年7月着手、令和6年2月完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発行為変更許可申請書が近日中に提出される見込みです。

計画面積の妥当性については、497平方メートルの敷地に、建築面積約119平方メートルの専用住宅及び建築面積約36平方メートルの車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分を前面市道側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障は

ありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の5番につきましては、申請地は、十余三駐在所の南、市道十余三駒井野線の東側に隣接する農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条①売買の5番を採決いたします。

農地法第5条①売買の5番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の5番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の6番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の6番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、店舗用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可日以降着手、令和5年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、135平方メートルの敷地に、建築面積約46平方メートルの店舗を設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は

自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の6番につきましては、申請地は、小御門保育園の南、県道横芝下総線の東側に隣接する農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の6番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条①売買の6番を採決いたします。農地法第5条①売買の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の6番は可決されました。続きまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年2月20日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、着手後5ヶ月で完了の予定です。

計画面積の妥当性については、328平方メートルの敷地に、建築面積約52平方メートルの農家住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おむね1,000平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は既存敷地内の放排水枠を使用する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、申請地は、十余三防音集会所の南東、市道十余三新田線を南に入った農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。農地法第5条②使用貸借権の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題とな

る点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年8月1日着手、令和6年1月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、都市計画法につきましては、近日中に開発許可申請が提出される予定です。

計画面積の妥当性については、499.55平方メートルの敷地に、建築面積約114平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は宅内処理としオーバーフローのみ前面道路U字側溝へ放出する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の南東、市道十余三新田線を南に入った農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条②使用貸借権の2番を採決いたします。農地法第5条②使用貸借権の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年5月31日公告により、農業振興地域整備計画において農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、低温倉庫用地及び農業用資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、北総東部土地改良区より、支障ない旨の回答書が添付されています。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年6月15日着手、令和5年9月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、1,998平方メートルの敷地に、建築面積約192平方メートルの低温倉庫及びコンテナやパレットを保管する農業用資材置場を設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番につきましては、申請地は、北総東部用水大堀山加圧機場の北、市道前林筋ケ谷線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番を採決いたします。農地法第5条②使用貸借権の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上局長 議案集11ページをお開き願います。

議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。2件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。

今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、荒海にお住まいの申請人が、磯部の畠1筆、104m²を「昭和47年から専用住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影（平成元年10月9日に撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料29ページに案内図、30ページに公図の写しがございます。

2番、荒海にお住まいの申請人が、荒海の畠3筆、945m²を「昭和53年から大型車両倉庫用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影（平成15年1月12日に撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料31ページに案内図、32ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、証明の主

な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、議案第3号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は安崎防音集会所の南、市道磯部荒海線の西側に隣接する農地で、現況は宅地として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号の1番は可決されました。

次に、議案第3号の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の2番につきましては、申請地は荒海第二集会所の南西、市道荒海12号線の北側に隣接する農地で、現況は資材置場として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号の2番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和5年度 第3次 農用地 利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集12ページをお開き願います。

議案第4号、令和5年度 第3次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より、13ページに記載のとおり、「令和5年度 第3次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、14ページ及び15ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、16ページから18ページをご覧ください。

それでは、14ページをご覧ください。

1. 利用権設定でございます。すべて賃借権でございます。

契約期間1年のものが、4,038m²、田2筆1件で、詳細は16ページの1番でございます。

契約期間2年のものが、14,256m²、田7筆1件で、詳細は16ページの2番でございます。

契約期間3年のものが、15,651.41m²、田3筆2件、5,420m²、畠は4筆1件、10,231.41m²で、詳細は16ページの3番から5番でございます。

契約期間5年のものが、7,870m²、田6筆1件で、詳細は16ページの6番でございます。

契約期間6年のものが、9,765m²、田7筆2件、5,765m²、畠は2筆1件、4,000m²で、詳細は16ページの7番及び17ページの8番、9番でございます。

契約期間10年のものが、6,034m²、田1筆1件、1,034m²、畠は1筆1件、5,000m²で、詳細は17ページの10番、11番でございます。

合計の契約面積は、57,614.41m²、田26筆8件、38,383m²、畠は7筆3件、19,231.41m²でございます

内訳につきましては、新規設定が契約面積1,120m²、田2筆1件、再設定が契約面積56,494.41m²、田24筆8件、37,263m²、畠は7筆3件、19,231.41m²でございます。

議案集15ページでございます。

2. 利用権設定、成田国際空港株式会社所有分でございます。

契約期間2年10カ月のものが、4, 876m²、田3筆1件で、詳細は18ページの1番でございます。

内訳につきましては、すべて再設定となっております。

以上で議案第4号、令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和5年度 第3次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集19ページをお開きください。

議案第5号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、でございます。

内容につきましては、法令により農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされていることから、令和4年度における農地集積面積等の状況を踏まえ、最適化活動の目標に対する点検・評価を行うものであり、その実績についてご審議をいただくものです。

それでは議案集20ページをご覧ください。

初めに令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価でございます。

最適化活動の成果目標としまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の項目があり、それぞれの目標に対し、実績の数値を記載しております。また、最適化活動の活動目標につきましては、推進委員等が行う活動の実績を記載しております。

続きまして、21ページでございます。

大項目I. 農業委員会の状況の、1. 農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の就任時の状況でございます。

2. 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス等の資料に基づき記載しました。

続きまして、22ページ、大項目II. 最適化活動の実施状況について、でございます。

1. 最適化活動の成果目標の（1）農地の集積につきましては、実績に反映されていない部分があることから、目標に対する達成率は83.6%となりました。

続きまして、（2）遊休農地の解消等に関する評価につきましては、農地法第30条の規定に基づく現地確認の結果を踏まえ、その後の利用意向調査の結果を記載いたしました。

なお、草刈り等により直ちに耕作することが可能な緑区分の農地、基盤整備事業等の条件整備が必要となる黄色区分の農地については、共に解消目標を達成することはできませんでした。点検結果といたしましては、関係機関と協議し、農地への復旧が可能か見極め、農地として保全するか、地目を変更するか段階的に検討すると記載しました。

続きまして、（3）新規参入の促進につきましては、実績値及び点検結果を記載し、24ページの2最適化活動の活動目標につきましては、（1）最適化活動を行う日数目標、（2）活動強化月間の設定、（3）新規参入相談会への参加実績について、それぞれ記載しております。

25ページの達成状況につきましては、目標の点検・評価結果といたしましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

また、26ページ及び27ページの令和4年度の事務の実施状況等につきましては、総会など会議の開催回数や各種事務の処理件数等について記載したものでございます。

以上で、議案第5号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第5号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、につきましては、委員より、「水田で畦畔を取って耕作している場所があり、面積が変わってしまうと思われるが、問題はないのか」という質問があり、事務局から「担当部署と確認をしながら進めてまいります」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集28ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集29ページをご覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

9件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集34ページをご覧ください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。

1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。10件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりますので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集39ページをお開きください。

報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、でございます。

1件の取下願いがございました。

令和4年9月12日開催の第27回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、土地の売買契約及び工事請負契約の解除に伴いまして、許可申請の取下願いが提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりますので、

書類を受理いたしました。

以上で、報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの説明に関連して、ご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 令和4年9月12日、第27回総会で、今回取下願ということですが、この間、許可は出なかつたのでしょうか。許可が出なかつた理由等があつて、今回取り下げに至つたということなのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 農地法は9月総会をもつて通つていたのですが、都市計画法が協議が整わないまま、時間が経過していたので、今回取り下げとなる運びとなりました。

○議長 他に質問等ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集40ページをお開きください。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。4件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(山倉委員の挙手あり)

○議長 山倉委員

○山倉委員 4番の堀籠、村田地区で、5町4反の田畠の返還があるのですが、今年の作付けはどうなっているのか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 今年は耕作されておらず、荒地になっている。

○山倉委員 こういう大量の田畠を借りて、一気に返すというのは、借主の事情があるのか、貸主の都合なのか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 経緯については、昨年この地区の門井推進委員からご相談いただいたのですが、5町4反を借りていたが、毎年すべて耕作をしていたわけではなく、賃借人個人の計画で年ごとに耕作する場所を決めていた。耕作しない場所の管理がされていないという状態でしたから、地元と賃借人が相談した中で、管理ができないということであれば解約するという経緯に至ったものです。

○山倉委員 他の地区で聞いたのですが、水田を耕作している人が農機具の補助事業を受けるため、借りられる場所を借りて面積を増やし、帳尻合わせを行っているときいきたのですが。

○宮内主査 そうではありません。

○山倉委員 わかりました。

○議長 他に質問等ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上事務局長 議案集4 3ページをお開きください。

報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が1件ございました。

この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、高さは1mを超えない、面積は500m²未満、事業期間が3か月を超えないなどの要件がございます。添付書類も含め完備しておりますので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第6号、成田市農地最適化推進委員候補者の選考結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○井上事務局長 議案集4 4ページをお開きください。

報告第6号、成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について、でございます。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとされており、2月15日から3月15日までの29日間、市ホームページや広報なりた等により周知を図り、推進委員の募集を行ったところ、22名の定数に対し、25名の推薦・応募がございました。内訳といたしましては、推薦を受けた者が22名、個人で応募した者が3名で、募集期間の中間及び終了後に、応募状況を市ホームページで公表いたしました。

候補者の選考につきましては、「成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」に基づき、4月27日に「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」が開催され、

推薦・応募者25名の中から、45ページに記載しております、候補者名簿のとおり22名の方が農地利用最適化推進委員の候補者として選考されましたので、報告するものでございます。

なお、推進委員としての委嘱につきましては、次期農業委員による総会において承認を得ることとなりますので、7月20日に開催を予定しております、第1回総会で議案としてご審議をいただき、承認後、委嘱状を交付する予定でございます。

以上で、報告第6号、成田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第6号、成田市農地最適化推進委員候補者の選考結果につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第6号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第7号 農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集51ページをお開きください。

報告第7号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

千葉地方法務局成田出張所より1件、成田市より1件、合計2件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で、報告第7号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第7号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第7号を終了させていただきます。
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。
これを持ちまして、第35回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時19分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年5月11日

議事録署名人
